

特別養護老人ホーム



施設の目的

社会福祉法人智光会が開設する指定介護老人福祉施設の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護者に対し、適切な指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とします。

基本方針

1. 利用者様の人格を尊重し、その人らしさを引き出していくように努めます。
2. 施設内、外部研修会を通して、介護技術の知識や技術を学び、利用者様に質の高いサービスが行えるように努めます。
3. 利用者様とご家族様の意向について、出来る限り応えられるように、十分な説明と理解が得られ、共通認識が図れるように努めます。
4. 安全管理対策委員会を中心に、利用者様の危険を未然に防止できるように、対策を図っていきます。
5. 利用者様の健康管理面において、医療機関との連携に努め、早期発見・対応に努めていきます。

対象者

原則として、要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

入所定員

利用料金（多床室）

1日あたり

ご利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
居室タイプ 多床室	5,470 円	6,140 円	6,820 円	7,490 円	8,140 円
うち、介護保険から給付される金額（1割負担の場合）	4,923 円	5,526 円	6,138 円	6,741 円	7,326 円
1. サービス利用に係る自己負担	547 円	614 円	682 円	749 円	814 円
2. 精神科療養指導加算	5 円	5 円	5 円	5 円	5 円
3. 看護体制加算（I）	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
4. 看護体制加算（II）	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
5. 夜勤職員配置加算	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
6. 日常生活継続支援加算	36 円	36 円	36 円	36 円	36 円
7. 栄養マネジメント加算	14 円	14 円	14 円	14 円	14 円
8. 居室に係る自己負担額	840 円 (第1段階 0 円、第2段階 370 円、第3段階 370 円、第4段階 840 円)				
9. 食事に係る自己負担額	1,380 円 (第1段階 300 円、第2段階 390 円、第3段階 650 円、第4段階 1,380 円)				
10. 自己負担合計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9)	2,854 円	2,921 円	2,989 円	3,056 円	3,121 円

※ ご利用日数に応じて、介護報酬部分に 1000 分の 59 を乗じた額が加算されます。

利用料金（個室）

1日あたり

ご利用者の要介護度と サービス利用料金		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
居室タイプ	個室	5,470円	6,140円	6,820円	7,490円	8,140円
うち、介護保険から給付される金額（1割負担の場合）		4,923円	5,526円	6,138円	6,741円	7,326円
1. サービス利用に係る自己負担		547円	614円	682円	749円	814円
2. 精神科療養指導加算		5円	5円	5円	5円	5円
3. 看護体制加算（I）		6円	6円	6円	6円	6円
4. 看護体制加算（II）		13円	13円	13円	13円	13円
5. 夜勤職員配置加算		13円	13円	13円	13円	13円
6. 日常生活継続支援加算		36円	36円	36円	36円	36円
7. 栄養マネジメント加算		14円	14円	14円	14円	14円
8. 居室に係る自己負担額		1,150円 (第1段階320円、第2段階420円、第3段階820円、第4段階1,150円)				
9. 食事に係る自己負担額		1,380円 (第1段階300円、第2段階390円、第3段階650円、第4段階1,380円)				
10. 自己負担合計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9)		3,164円	3,231円	3,299円	3,366円	3,431円

※ご利用日数に応じて、介護報酬部分に1000分の59を乗じた額が加算されます。

※一定以上所得者は介護保険サービスの利用者負担が2割となります（介護保険負担割合証に1割か2割か記載されています）。

階層	対象となる人（市町村民税非課税世帯）	食費	多床室	個室
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	300円	0円	320円
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で80万円以下	390円	370円	420円
第3段階	〃 80万円以上 266万円以下	650円	370円	820円
第4段階	上記以外の方	1,380円	840円	1,150円

※低所得者の方は、負担限度額認定証に記載されている額の支払となります。